



26大店立審第7号
平成26年11月19日

高知県知事 様

高知県大規模小売店舗立地審議会会長



平成26年4月8日付け26高経支第26号にて依頼を求められた、平成26年4月22日付け告示に係る下記1の事案について、下記2のとおり意見を申し述べます。

記

1. 事案

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (名称) ダイキ野市店
 (所在地) 香南市野市町西野カノ丸1205番地1 ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (名称) ダイキ株式会社
 (代表者氏名) 代表取締役 高橋 宰
 (住所) 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
- (3) 大規模小売店舗を新設する日
 平成26年12月9日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 4,482平方メートル
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (ア) 駐車場の位置及び収容台数
 位置：1階平面兼配置図及びR階平面図に表示
 収容台数：227台
 - (イ) 駐輪場の位置及び収容台数
 位置：1階平面兼配置図に表示
 収容台数：25台
 - (ウ) 荷さばき施設の位置及び面積
 位置：1階平面兼配置図に表示
 面積：77平方メートル
 - (エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 位置：1階平面兼配置図に表示
 容量：21立法メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業社名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|---------|---------|---------|
| ダイキ株式会社 | 午前6時30分 | 午後9時30分 |

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時から午後10時まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口数：4箇所

位置：1階平面兼配置図に表示

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No. 1：午前6時から午後10時まで

荷さばき施設 No. 2：24時間

2. 意見

当該案件は大規模小売店舗立地法に基づく「指針」において求められている配慮事項について、適切な対応がなされていると考えられるため、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの知事の意見を述べる必要がないものと認めます。